

# 岐阜県公報

号外(一) 令和三年十一月三十日

## 目次

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	二
岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	二

### 本号で公布された条例のあらまし

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第三七号)

- 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当について、年間の支給割合を〇・一五月分引き下げることとした。
- 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の六月期と二月期の期末手当の支給割合を改定することとした。
- この条例中一は令和三年二月一日から、二は令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(条例第三八号)

- 岐阜県人事委員会の令和三年一〇月七日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
  - 期末手当について、年間の支給割合を〇・一五月分(大学の学長、再任用職員、任期付研究員及び任期付職員にあっては、〇・一〇月分)引き下げることとした。
  - 期末手当について、六月期と二月期の支給割合を改定することとした。
- この条例中一は令和三年二月一日から、二は令和四年四月一日から施行することとした。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日相当るときは翌日)

令和三年十一月三十日

条 例

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十七号

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与に関する条例(昭和二十四年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百」に改める。

第二条 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百」を「百分の二百七・五」に改める。

(岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成十一年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百」に改める。

第四条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百」を「百分の二百七・五」に改める。

(岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百」に改める。

第六条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百」を「百分の二百七・五」に改める。

(岐阜県各種委員等給与条例の一部改正)

第七条 岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百」に改める。

(岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十一・五」に、

「百分の百二十七・五」を「百分の九十二・五」に、

「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、

「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、

「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、

のよう改正する。

第七條第二項中「百分の二百十五」を「百分の二百」に改める。

第八條 岐阜県各種委員等給与条例の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「百分の二百」を「百分の二百七・五」に改める。

附 則

この条例中第一条、第三条、第五条及び第七條の規定は令和三年十二月一日から、第二條、第四條、第六條及び第八條の規定は令和四年四月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する

条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十一・五」に、

「百分の百二十七・五」を「百分の九十二・五」に、

「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、

「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、

「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「百分の百二十一・五」を「百分の百二十一・五」に、

「百分の百二十一・五」を「百分の百二十一・五」に、

「百分の百二十一・五」を「百分の百二十一・五」に、

「百分の百二十一・五」を「百分の百二十一・五」に、

「百分の百二十一・五」を「百分の百二十一・五」に、

「百分の百二十一・五」を「百分の百二十一・五」に、

「百分の百二十一・五」を「百分の百二十一・五」に、

「百分の百二十一・五」を「百分の百二十一・五」に、

を「百分の五十七・五を」に改める。

(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十一・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百二十一・五」を「百分の百二十一」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付職員に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県一般職の任期付職員に関する条例(平成十四年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十一・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第六条 岐阜県一般職の任期付職員に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十一・五」を「百分の百二十一」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

この条例中第一条、第三条及び第五条の規定は令和三年十二月一日から、第二条、第四条及び第六条の規定は令和四年四月一日から施行する。

令和三年十一月三十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社